

交付申請時チェック表

チェック項目		該当する方に☑	
		対象	対象外
1. 助成対象者となるかどうかのチェック			
①全ての申請者	令和5年4月1日から令和8年9月30日までの間において常滑市民文化会館施設（あなたのギャラリー以外）を使用した実績がありますか。	☐ はい	☐ いいえ
②団体	2人以上で組織された団体ですか。	☐ はい	☐ いいえ
	普段の活動の拠点は常滑市内にありますか。	☐ はい	☐ いいえ
	営利法人・宗教団体・政治団体のいずれにも該当しませんか。	☐ 該当しない	☐ 該当する
	国・地方公共団体、公立幼保こども園・学校、その他の公共的団体のいずれにも該当しませんか。	☐ 該当しない	☐ 該当する
③個人	住所は常滑市内ですか。	☐ はい	☐ いいえ
2. 代替使用する施設が助成金の対象となるかどうかのチェック			
常滑市民文化会館の代わりとして使用する施設ですか。		☐ はい	☐ いいえ
常滑市、半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に所在する施設ですか。		☐ はい	☐ いいえ
常滑市民文化会館、常滑市中央公民館、常滑市青海公民館、常滑市南陵公民館のいずれにも該当しませんか。		☐ 該当しない	☐ 該当する
3. 実施する事業が対象になるかどうかのチェック			
申請年度内（3月31日まで）に完了する事業ですか。		☐ はい	☐ いいえ
営利、宣伝等が目的の事業ではありませんか。		☐ 営利宣伝 目的でない	☐ 営利宣伝 目的
次のいずれかに該当する活動ですか。 ア 音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興のため、これらの公演、展示、発表、練習等を行う活動 イ 伝統芸能その他の芸能の継承又は振興のため、これらの公演、展示、発表、練習等を行う活動 ウ 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化又は生涯学習の振興のため、これらの展示、発表、練習等を行う活動 エ 常滑市の社会教育、生涯学習又は文化芸術の振興及び発展に資する講演会、研修会、集会等		☐ 該当する	☐ 該当しない
令和5年4月1日から令和8年9月30日までの間において常滑市民文化会館施設を使用して行った活動と同じ趣旨の活動ですか。		☐ はい	☐ いいえ
入場料等は徴収しませんか。入場料等を徴収する場合は、1,000円以下（市内施設を使用する場合は3,000円以下）ですか。		☐ 徴収しない、 又は1,000円 (3,000円) 以下	☐ 1,000円 (3,000円)超 徴収する
宗教活動・政治活動・慈善事業のいずれにも該当しませんか。		☐ 該当しない	☐ 該当する
【公演、展示、発表、練習等の場合】 出演者等※に常滑市在住の人がいますか。 ※出演者等とは、出演者、出品者、発表者及び参加者のことをいい、入場者や観覧者は含みません。		☐ いる	☐ いない
【講演会、研修会、集会等の場合】 主な対象者は常滑市民ですか。		☐ はい	☐ いいえ
常滑市社会教育関係団体活動事業補助金・常滑市認定地域クラブ活動費補助金以外の補助金、助成金等を受けていませんか。又は受ける予定ではありませんか。		☐ 受けていない、 受ける予定はない	☐ 受けている、受 ける予定がある
今年度の申請事業数は3事業以内（文化協会は8事業以内）ですか。		☐ はい	☐ いいえ
今年度の申請日数（施設使用日数）は12日間以内（文化協会は16日以内）ですか。		☐ はい	☐ いいえ

交付申請時チェック表

チェック項目	該当する方に☑	
	対象	対象外
4. 対象経費のチェック		
計上した経費は次のいずれかに該当しますか。 ア 代替使用する施設の施設使用料、付属設備使用料 イ 音響操作委託料、照明操作委託料、会場設営費	☐ 該当する	☐ 該当しない
交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までに支払いを完了できる経費ですか。 ※4～5月（令和8年度は10～11月）に事業を実施する場合は例外があります。ホームページを確認してください。	☐ はい	☐ いいえ
5. 提出書類等のチェック		
事業の実施日・対象経費を支出する日まで1か月以上ありますか。 ※4～5月（令和8年度は10～11月）に事業を実施する場合は例外があります。ホームページを確認してください。	☐ 1か月以上ある	
交付申請書（様式第1号その1）はありますか。	☐ ある（必須）	
交付申請額計算書兼収支予算書（様式第1号その2）はありますか。	☐ ある（必須）	
【団体の場合】団体の概要（様式第2号）はありますか。	☐ ある	
今回申請する事業の内容が分かる書類（計画書、プログラム案、チラシ案など）はありますか。	☐ ある（必須）	
【施設使用料・付属設備使用料の助成を受ける場合】 使用する施設及び付属設備の料金表はありますか。	☐ ある	
【音響・照明操作委託料、会場設営費の助成を受ける場合】 見積書はありますか。	☐ ある	

注意事項

- ・ 提出書類に不備や不足がある場合は受理できません。交付決定は、不備不足のない申請を受理した日から14日程度かかります。
- ・ 原則として、交付決定日以後の支払いしか助成金の対象となりません。
※4～5月（令和8年度は10～11月）に事業を実施する場合は例外あり
- ・ 助成金の前払いはできません。
- ・ 助成金の支払方法は金融機関口座への振込のみです。